

知立市災害支援制度

災害により、被害にあわれた場合には次のような支援制度があります。

担当課	項目	支援の対象	支援内容
税務課	り災証明書の発行	風水害・地震	支援制度申請、保険金請求などに必要となる証明書の発行
	災害による固定資産税の減免	火災・風水害・地震等の災害	固定資産税を被害の程度に応じ減免する
	災害に伴う、市税の徴収猶予及びそれに伴う延滞金の減免	火災・風水害・地震等の災害	1年以内の期間に限り徴収を猶予する 徴収猶予期間中の延滞金の全額減免
	個人住民税の減免	震災・火災・風水害その他これらに類する災害	災害にて死亡、障害となった場合、自己の居住する住宅又は家財について3割以上の損害金額が発生した場合に、個人住民税の減免を行う
福祉課	災害見舞金の支給(市)	①自然災害 ②火災 ③火災に伴う消火活動	世帯に属する者の死亡:10万円 入院加療期間が1週間以上の負傷:1.5万円～3万円
		※ただし、災害救助法による救助または国の災害弔慰金を受けた場合を除く	住居・家財の損害:1万円～6万円
	毛布等災害救援物資の支給(日赤)	①自然災害 ②火災 ③火災に伴う消火活動	【市災害見舞金の支給に該当した場合のみ対象】 毛布:1人1枚(全焼火災の場合は1人2枚) ※ただし、死亡者が出た場合は世帯構成人員から死亡者分を除いて支給。 日用品セット:1世帯1個 災害弔慰金:死亡者1人につき1万円
子ども課	保育料の減免	災害	災害状況により市長が定める
長寿介護課	介護保険利用者負担額減額	災害	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、サービス利用料を減額する

長寿介護課	介護保険料の減免	災害	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する
国保医療課	後期高齢者医療制度保険料の減免	震災、火災、風水害 その他これらに類する災害	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険料を減免する
	後期高齢者医療制度一部負担金の減免	震災、火災、風水害 その他これらに類する災害	住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を免除する
	国民健康保険税の減免	震災、火災、風水害 その他これらに類する災害	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、保険税を減免する
	国民健康保険一部負担金の減免	震災、火災、風水害 その他これらに類する災害	生計維持者が死亡、若しくは障害者となったとき、及び住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき、一部負担金を減免する
	国民年金保険料の免除	震災、火災、風水害 その他これらに類する災害	住宅、家財その他の財産につき被害額が、その価格の概ね 1/2 以上の損害を受けたとき免除する
市民課	住民票の写し等の発行	火災	住民票の写し等の発行
環境課	ごみ処理の相談	火災	火災により、被害を受けられた住宅のごみ処理(り災物件)についての相談
	し尿汲み取りの減免	水害	し尿汲み取り手数料の減免
建築課	市営住宅への入居	災害等	市営住宅への一時入居、特定入居、家賃減免又は徴収猶予
下水道課	下水道使用料の減免	特別な理由があるとき	災害状況により市長が定める
知立消防署	り災証明書の発行	火災	支援制度申請、保険金請求などに必要となる証明書の発行

※ 詳細は各担当課にお問合せください。